

# 平成 23 年度 財団法人 日本体育協会 公認アスレティックトレーナー養成講習会開催要項

## 1. 目的

財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づき、本会公認スポーツドクター及び公認コーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等を担当する公認アスレティックトレーナーを養成する。

## 2. 主催 財団法人 日本体育協会

## 3. 後援 文部科学省（予定）

中央競技団体

都道府県体育協会

## 4. カリキュラム

### (1) 共通科目（152.5時間：集合講習及び自宅学習）※公認スポーツ指導者養成講習会共通科目Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ

1) 文化としてのスポーツ	3.75 h	11) スポーツの心理Ⅰ	7.5 h
2) 指導者の役割Ⅰ	5 h	12) スポーツ組織の運営と事業	10 h
3) トレーニング論Ⅰ	3.75 h	13) 対象に合わせたスポーツ指導	7.5 h
4) スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ	7.5 h	14) 指導者の役割Ⅱ	7.5 h
5) スポーツと栄養	2.5 h	15) アスリートの栄養・食事	5 h
6) 指導計画と安全管理	3.75 h	16) スポーツの心理Ⅱ	10 h
7) ジュニア期とスポーツ	5 h	17) 身体のしくみと働き	10 h
8) 地域におけるスポーツ振興	3.75 h	18) トレーニング論Ⅱ	20 h
9) 社会の中のスポーツ	5 h	19) 競技者育成のための指導法	10 h
10) スポーツと法	5 h	20) スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ	20 h

### (2) 専門科目（600時間：集合講習及び自宅学習）

1) アスレティックトレーナーの役割	30 h
2) スポーツ科学	120 h
3) 運動器の解剖と機能	60 h
4) スポーツ外傷・障害の基礎知識	60 h
5) 健康管理とスポーツ医学（ドーピングコントロール含む）	30 h
6) 検査・測定と評価	60 h
7) 予防とコンディショニング	90 h
8) アスレティックリハビリテーション	90 h
9) 救急処置（各自日赤の救急法救急員の資格を取得する）	30 h
10) スポーツと食事	30 h

(3) 専門科目現場実習 (180 時間)

1) 見学実習	30h
2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習	30h
3) スポーツ現場実習	30h
4) アスレティックリハビリテーション実習	30h
5) 総合実習	60h

5. 実施方法

(1) 共通科目

- ・ 集合講習：平成 22 年 7 月から 12 月にかけて、5 日間で実施する。
- ・ 自宅学習：集合講習受講前の 3 か月間程度。

(2) 専門科目

- ・ 集合講習会：以下の日程で行うが、開催期日・会場については詳細が決まり次第連絡する。  
※ 集合講習会は、1 期～5 期の順で受講しなければいけない。  
1 期 (2 日間：9 時間) 平成 23 年 10 月～11 月  
2 期 (5 日間：42 時間) 平成 25 年 2 月～3 月  
3 期 (6 日間：44 時間) 平成 24 年 5 月～6 月  
4 期 (7 日間：56 時間) 平成 24 年 8 月～9 月  
5 期 (7 日間：58 時間) 平成 24 年 10 月～11 月  
※ 4 期講習会受講前に、必ず日本赤十字社「救急法救急員養成講習」を受講すること。  
※ 自宅学習：集合講習会の前後

6. 受講者

(1) 受講条件

受講する年の 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の者で、日本体育協会 (以下「本会」) あるいは本会加盟団体 (都道府県体育協会、中央競技団体)、又は本会が特に認める国内統轄競技団体から推薦された者。

(2) 受講者数

100 名程度とする。

7. 受講申込み

受講希望者は所定の受講希望者経歴書に必要事項を記載し、本会加盟団体に提出する。  
推薦団体は、推薦者名簿を作成し本人が記載した受講希望者経歴書と共に本会へ提出する。

## 8. 受講料

78,000 円（消費税込：受講内定時に徴収）

<内 訳> ・共通科目： 18,900 円

・専門科目： 59,100 円（ワークブック代 15,000 円含む）

※免除・資格審査料等については、別に定める。

※実技試験受験料については、別途 31,500 円を徴収する。詳細は検定試験実施要項で定める。

## 9. 受講者の決定

- (1) 各団体から提出された受講希望者経歴書に基づき、本会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー一部会において活動実績等を審査の上、受講者を内定し、推薦団体及び本人宛通知する。
- (2) 受講内定者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、別に定める受講料を本会宛て納める。
- (3) 本会において受講料の入金を確認した後、受講者として決定する。

## 10. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により、講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は別に定める。なお、養成講習会受講者は現場実習を免除する。

### 11. 検定試験・審査

- (1) 共通科目は理論試験、専門科目は理論及び実技試験とし、それぞれ講習終了後に実施する。
- (2) 共通科目における検定試験は、理論試験の得点による判定とし、本会において審査する。
- (3) 専門科目における検定試験は、専門科目講習会を全て受講し、本会の定める救急処置等に関する資格を取得している者が受験できる。
- (4) 専門科目における検定試験は、理論試験・実技試験の総合判定とし、本会において審査する。但し、実技試験は理論試験に合格した者が受験することができる。
- (5) 共通科目及び専門科目の全ての検定試験に合格した者を「公認アスレティックトレーナー養成コース修了者」として認める。

### 12. 登録及び認定

- (1) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者に「合格証」を発行し、その後、指導者登録（登録申請書の提出および登録料の納入）を完了した者に、本会公認アスレティックトレーナー「認定証」及び「登録証」を交付する。この際、「登録証」は、本会公認スポーツ指導者登録規程に基づき、原則クレジット機能付となる。
- (2) 資格の有効期限は、4年間とし4年毎に更新する。ただし、認定される資格以外に本会公認スポーツ指導者資格を有している場合は、その登録有効期限までとする（スポーツリーダーは除く）。本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヶ月前までに、本会が定める研修を受けなければならない。
- (3) 過去に何らかの本会公認スポーツ指導者資格を取得し、現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても登録管理システム上で有効期限切れ者としてデータが保存されているため、登録申請書を送付できないことがあるため、その場合は申し出ること。

### 13. その他

- (1) 受講有効期限は、原則として受講開始年度を含め共通科目理論試験及び専門科目理論試験合格まで5年間とし、最終年度の3月31日までとする。また、専門科目総合実技試験は専門科目理論試験に合格した後、受講有効期限に関らず2回受験することができる。  
なお、受講有効期限内に共通科目及び専門科目理論試験の全てを修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失する。
- (2) 本講習会受講に際し取得した個人情報、本会及び推薦団体が、養成講習会関係資料の送付および本会公認アスレティックトレーナー関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する際は、その旨明示し了解を得るものとする。
- (3) 本講習会の受講有効期限内に他の本会公認資格の受講はできないため、注意すること。また、他の本会公認資格を受講中の場合も受講申込はできないため、注意すること。
- (4) 受講者の推薦に際しては、各団体内のアスレティックトレーナー協議会等の意見を十分に聴取した上、アスレティックトレーナーに関する担当委員会等において決定すること。
- (5) 同一年度に複数の団体より推薦があった場合、一団体のみの推薦を審査対象とする。なおいずれの団体からの推薦を受理するかは本会アスレティックトレーナー部会にて決定する。
- (6) 受講申し込みから資格取得までの概要については、別紙参照。
- (7) 講習会（共通科目・専門科目）開催にかかる経費については、原則として本会が負担する。ただし宿泊に関する補助は行わない。
- (8) 受講者としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、指導者育成専門委員会、本会アスレティックトレーナー部会で審査し、受講が取り消される。

～創立100周年記念事業スローガン～

日本のスポーツ100周年 誇れる未来に あらたな一歩

日本体育協会は平成23(2011)年に創立100周年を迎えます